

新たな区の居住支援制度を創設しました

多世代近居同居助成

親世帯と子世帯が互いに支え合い、住み慣れた地域の中で住み続けられるよう支援します。

新宿区内で新たに近居又は同居しようとする、一定の要件を満たす子世帯または親世帯に、転入及び転居に要する費用の一部を助成します。



助成内容

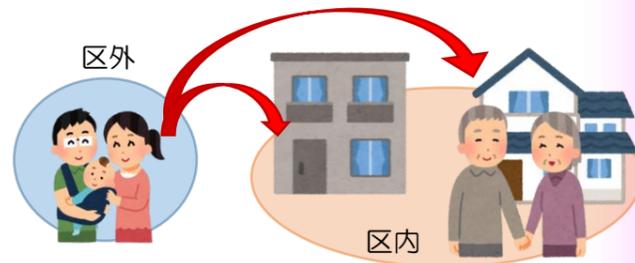
複数世帯：上限20万円 単身世帯：上限10万円
礼金、権利金、仲介手数料、不動産登記費用、引越代の合計額

- 🏠「近居」とは🏠
子世帯とその親世帯が、新宿区内に居住することをいいます。
- 🏠「同居」とは🏠
子世帯とその親世帯が、同一家屋に居住することをいいます。



多世代近居同居助成の対象となる主な近居・同居のケース

- ① 区外に住む子世帯が、区内に1年以上住む親世帯と新たに近居又は同居する場合。
又は、区外に住む親世帯が、区内に1年以上住む子世帯と、新たに近居又は同居する場合。



- ② 区内で1年以上近居の状態にある子世帯とその親世帯が、新たに同居する場合。



※子世帯またはその親世帯が、次のいずれかに該当する場合のみ対象です。

- ①義務教育修了前の子を扶養し同居する子育て世帯
- ②65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成する高齢者世帯
- ③要介護1～5又は障害者手帳（身体4級以上、愛の手帳4度以上、精神）のいずれかを保有する方を含む介護世帯及び障害者世帯

次世代育成転居助成

子育てファミリー世帯のライフスタイル・ライフステージに応じた住み替えを支援します。

新宿区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に住み替える、一定の要件を満たす子育てファミリー世帯（義務教育修了前の子を扶養し同居する世帯）に、転居前後の家賃差額（上昇分）の一部及び転居に要する費用の一部を助成します。



助成内容

☆転居前後の家賃差額（上昇分）月額上限3万5千円（最長2年間）
☆引越しに要した実費 上限10万円



次世代育成転居助成の対象となる主な転居のケース

- ① 区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居する場合

※区内に1年以上住む子育てファミリー世帯が住み替えを行う場合のみ対象です。



共通事項

その他の主な要件

- ・引越後の住宅が、建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること
- ・引越後の住宅が、別に定める最低居住面積を満たしていること
- ・住民税を滞納していないこと
- ・世帯の総所得が定められた金額以下であること
- ・生活保護等を受けていないこと



平成30年度の募集期間

- | | |
|----------------------------------|-------|
| 第1期：平成30年 6月1日(金)～平成30年 6月29日(金) | 各15世帯 |
| 第2期：平成30年 7月2日(月)～平成30年10月31日(水) | 各15世帯 |
| 第3期：平成30年11月1日(木)～平成31年 3月29日(金) | 各20世帯 |